

弘前乳児院の概要

1 福祉サービス事業者情報

平成27年3月31日 提出(評価機関→推進委員会)



(1) 事業者概況

事業所名称 (施設名)	弘前乳児院	種別	乳児院		
代表者氏名 (管理者)	院長 宮崎 春子	開設年月日	昭和37年12月1日		
設置主体 (経営主体)	社会福祉法人弘前乳児院	定員	9名	利用人数	6名 (H27年2月1日現在)
所在地	(〒036-8183) 青森県弘前市大字品川町152番地				
連絡先電話	0172(35)2155	FAX電話	0172(31)5252		
ホームページアドレス	—				

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事
個別対応・里親支援事業	雛まつり、お花見、子どもの日の集い、遠足、宵宮、七夕、ねぶた祭り、
相談事業	お月見、りんごもぎ体験、紅葉と菊人形祭り、クリスマス会、年越し会、
緊急一時保護事業	お正月、白鳥見物、節分、雪灯籠祭り
居室概要	居室以外の施設設備の概要
ホール、会議室、寝室、ほふく室、食堂、調乳室、沐浴室、	冷暖房装置、スプリンクラー、自動通報機、エレベーター、遊具、
診察室、和室、事務室	屋上、館内放送、酸素ボンベ

職員の配置

職種	人数	職種	人数
院長	1名	里親支援専門相談員	1
副院長	1名	看護師(非常勤)・准看護師	3名
事務長	1名	保育士	3名
事務員	1名	栄養士	1名
主任兼個別対応職員	1名	調理師	3名
家庭支援専門相談員	2名	嘱託医(小児科医)	1名

2 評価結果総評

◎ 特に評価の高い点

○職員間の効率的な連携・協働による支援がなされています。

「引継ぎ簿」の個人欄に詳細に健康状態が記載され、月毎の「月間個人記録(台帳)」にも丁寧に転記され、担当養育者によって把握・管理がなされています。服薬についても、看護師もしくは養育者が「服薬ノート」に記載し適切に管理しています。病児や虚弱児については、自立支援計画に発達支援の観点を盛り込むと共に、嘱託医と特に定期的・弾力的に連絡を取り合いながら発達を支援しています。

○被虐待児虐待防止と対応に向けた体制が充実しています。

就業規則や被虐待児虐待対応マニュアルに体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わない旨を明記し、定期的な勉強会等を通じて遵守への理解徹底を図り、施設職員一丸となって不適切な対応がないよう取り組んでいます。「対応マニュアル」には具体的な言葉がけや態度も明記され、とてもわかりやすい内容となっています。また、報告・協議先機関としての児童相談所や県に加え、検証のためにあらかじめ定められた第三者も明記するなど、明解な「対応フローチャート」が示されています。これら一連の対応については職員会議や勉強会で理解を図っています。

○個人別研修計画に基づく単位制の研修制度の実施は、他の模範となる取り組みです。

職員個別に研修計画が作成されており、個人の中期・長期的な目標のほか、管理者との面談の記録、これまでの研修履歴等が一目で把握できるようになっています。また、全国乳児院協議会が作成した「乳児院の研修体系」に基づき、3か年を1期とするポイント制の研修体制を敷いており、これらが施設内外の研修・勉強会等の実施と連動して見事に機能しています。更に、年2回管理者との面談が行われ、個人毎の研修・教育ニーズや強み・弱みが、管理者・職員双方で把握できるようになっています。これら一連の取り組みは他の施設の模範となる取り組みとして高く評価できます。

○独自の保育実習プログラムによる養成を実施しています。

保育士を目指す学生を年間20名程度受け入れており、乳児院としての10日間を基本とするプログラムを用意し、実習担当者と養成校との連携を密にし、効果的な実習の受け入れが実施されています。実習の受け入れについてはマニュアルを整備し、受け入れ手順や体制等が明記されています。また、受け入れに際しては、院内の学習会や職員会議等で受け入れの意義について職員間で確認しています。

◎ 改善を求められる点

○マニュアル等に具体的なプライバシー保護に関する配慮事項の明記が求められます。

通信や面会に際してのプライバシー保護や、入浴・排泄等の生活場面におけるプライバシー保護等、実際の養育や支援の場面においてはほぼ適切な配慮がなされているものの、具体的な対応や配慮を明示したマニュアルが整備されていません。このことから、職員によっては対応や配慮に差異が生じたり、管理者からの指導が徹底されないことも懸念されます。「暗黙知」に依存することなく単独のプライバシー保護マニュアル、あるいは、保育業務マニュアルや家庭支援マニュアルにおいて、プライバシー保護に関する対応策を明記するとともに、職員間で共有・遵守・見直しができる環境の整備に期待します。

○乳児院が有する養育の専門性を発揮した地域交流・地域支援の拡充に期待します。

子どもと地域との交流は、施設と地域との相互交流を促進するという意味もあります。社会的養護を目的とする入所施設という性格上、プライバシー保護・尊重や守秘義務の点から、地域との交流は決して容易なことではないようですが、施設は地域住民に支えられ、地域住民も施設の様々な機能を利活用できるという「共存」の関係性を踏まえ、掲示板の設置、定期的な(できれば年2回以上)広報紙の発行、地域住民向けの講習会の開催等、「小さなことからの取り組み」に期待します。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

これまで長い歴史の中、第三者に隔々まで見て頂き、意見を頂戴するということはありませんでした。今回、第三者評価を実施するにあたり、2年前から第三者評価対応の自己評価を実施して参りました。初年度は慣れないこともあり、日常の養育等を行いながらの作業でとても時間と労力を費やし大変でしたが、第三者評価受審の意義を痛感したところです。今後も、取り組むべき課題等、出来るところから改善して参る所存です。

また、これからも乳児院という存在を地域に理解され、必要とされる施設であるよう積極的に取り組んで参りたいと思います。

評価機関	名称	社会福祉法人青森県社会福祉協議会
	所在地	青森市中央三丁目20番30号
	事業所との契約日	平成26年4月18日
	評価実施期間	平成26年10月10日、平成26年10月22日
	事業所への評価結果の報告	平成27年3月19日

4 評価細目の第三者評価結果

評価細目の第三者評価結果

1 養育・支援		第三者評価結果
1-(1) 養育・支援の基本		
1-(1)-①	子どものころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。	a
1-(1)-②	子どもの遊びや食、生活体験に配慮し、豊かな生活を保障している。	a
1-(1)-③	子どもの発達を支援する環境を整えている。	b
1-(2) 食生活		
1-(2)-①	乳幼児に対して適切な授乳を行っている。	b
1-(2)-②	離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。	b
1-(2)-③	食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	c
1-(2)-④	栄養管理に十分な注意を払っている。	b
1-(3) 衣生活		
1-(3)-①	気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。	a
1-(4) 睡眠環境等		
1-(4)-①	乳幼児が十分な睡眠をとれるように工夫している。	b
1-(4)-②	快適な睡眠環境を整えるように工夫している。	b
1-(4)-③	快適な入浴・沐浴ができるようにしている。	b
1-(5) 発達段階に応じた支援		
1-(5)-①	乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。	b
1-(5)-②	発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。	b
1-(6) 健康と安全		

	1-(6)-①	一人一人の乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。	b
	1-(6)-②	病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	a
	1-(6)-③	感染症などへの予防策を講じている。	b
1-(7) 心理的ケア			
	1-(7)-①	乳幼児と保護者に必要な心理的支援を行っている。	b
1-(8) 継続性とアフターケア			
	1-(8)-①	措置変更又は受入れに当たり、継続性に配慮した対応を行っている。	b
	1-(8)-②	家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰の支援を行っている。	b
	1-(8)-③	子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。	b

(評価結果講評)

静かな住宅街に囲まれ、1階にデイサービスセンターがある建物の2階に位置する施設は、安全と安心が確保されています。施設内はとても明るく衛生的で、家庭的な雰囲気の中で、入所から退所まで一貫した「担当養育制」を基本に、子ども一人ひとりが特定の大人と個別的な関わりや愛着関係を築くことができるよう配慮することにより、他人と自分に対する信頼感を育む養育ができています。

一人ひとりの発達に応じて、食事、睡眠、衣服の着脱、清潔、排泄等のきめ細やかな支援が実施されています。特に健康管理や感染症予防に関しては「引継ぎ簿」を活用して、看護師や養育担当者と十分な情報共有や協働がなされています。

家庭支援専門相談員(FSW)を中心に、嘱託医による月2回の定期検診や市の健診あるいは児童相談所を活用しながら、子どもの心理的ケアに努めています。保護者支援についても児童相談所との連携を密にすることで、保護者の心理的・精神的な状態を把握し、面会や外泊等に支障が出ないようにしています。

2 家族への支援

第三者評価結果

2-(1) 家族とのつながり			
	2-(1)-①	児童相談所と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。	b
	2-(1)-②	子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。	a
2-(2) 家族に対する支援			
	2-(2)-①	親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b

(評価結果講評)

家庭支援専門相談員が中心となり児童相談所と連携しながら、面会や外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く見守ると共に、保護者には協働養育者として施設での子どもの様子について家族に伝え信頼関係を築くよう努める等、家族と子どもとの関係調整を図っています。

子どもと家族のよりよい関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的かつ計画的に働きかけています。面会時の子どもと保護者の関わりの様子や保護者の言動から、家庭支援専門相談員や養育者担当が不適切な状況に素早く気づけるよう努めています。また、外泊時には連絡帳を用いて、施設での子どもの様子を伝える一方、家庭での様子を家族に記入していただいています。

児童相談所の養育指針に基づき家庭支援専門相談員・担当保育士を中心に統一した支援を行っており、定期的に親子関係の再構築を含む子どもの養育に関する処遇(ケア)会議を開催し、保護者と子どもとの愛着関係が構築できるよう支援のあり方を協議しています。

3 自立支援計画、記録

第三者評価結果

3-(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定

3-(1)-①	子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。	b
3-(1)-②	アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。	b
3-(1)-③	自立支援計画について、定期的の実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。	b

3-(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録

3-(2)-①	子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録している。	b
3-(2)-②	子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。	c
3-(2)-③	子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。	b

(評価結果講評)

児童相談所の養育指針に基づき家庭支援専門相談員・担当保育士・主任を中心に子どもの心身や生活の状況や養育ニーズを把握し、全体の処遇(ケア)会議で具体的な養育のあり方や課題について話し合っています。

自立支援計画は養育者担当と家庭支援専門相談員、主任が中心となり、組織として把握した子どもの心身や性格の状況及び家庭等の意識や生活実態等のアセスメント結果を基に策定しています。自立支援計画は短期目標と長期目標を設定することで、その達成状況の把握も可能となるような工夫が見られます。

自立支援計画に基づく養育・支援が実施されていることが、養育計画、引継ぎ簿、個人台帳等で確認でき、諸記録は詳細かつ丁寧であり、また子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記載されており、養育・支援のきめ細やかさが十分に伝わってくる内容です。

月1回の処遇会議や職員会議では部門横断的に情報共有がなされています。

4 権利擁護

第三者評価結果

4-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

4-(1)-①	子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。	b
4-(1)-②	社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b
4-(1)-③	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。	c

4-(2) 保護者の意向への配慮			
	4-(2)-①	保護者の意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。	b
4-(3) 入所時の説明等			
	4-(3)-①	保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。	b
	4-(3)-②	入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて保護者等にわかりやすく説明している。	b
4-(4) 保護者が意見や苦情を述べやすい環境			
	4-(4)-①	保護者が相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。	b
	4-(4)-②	苦情解決の仕組みを確立し、保護者に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。	b
	4-(4)-③	護者からの意見等に対して迅速に対応している。	b
4-(5) 被措置児童等虐待対応			
	4-(5)-①	いかなる場合においても体罰等や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
	4-(5)-②	子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
	4-(5)-③	被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	a
<p>(評価結果講評)</p> <p>職員会議や勉強会で理念の読み上げや、権利擁護・被虐待児虐待防止等についての周知・理解を図っています。また、乳児院倫理綱領や「より適切なかかわりをするためのチェックポイント」等を活用して、自らの養育・支援が子どもの最善の利益に適っているかどうかを振り返るよう努めています。</p> <p>マニュアルは未整備ながらも、通信や面会に際してのプライバシー保護や入浴・排泄等の生活場面におけるプライバシー保護等、実際の養育や支援の場面においてはほぼ適切な配慮がなされています。</p> <p>入所説明時や面会時等に保護者から施設や養育・支援に関する意向を把握するように努めています。見学者や入所児の保護者等には施設のパンフレット等を用いて養育や支援の内容についてわかりやすく説明しています。</p> <p>「被虐待児虐待対応マニュアル」に体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わない旨を明記し、定期的な勉強会等を通じて遵守への理解徹底を図り、施設職員一丸となって不適切な対応がないよう取り組んでいます。「対応マニュアル」には具体的な言葉かけや態度、対応フローチャート等が明記されており、わかりやすい内容となっています。</p>			
5 事故防止と安全対策			第三者評価結果
	5-①	事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。	a
	5-②	災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	b
	5-③	子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	b

(評価結果講評)

院長をトップとするリスクマネジメント委員会を組織化し、定期的な検討会議の開催があるほか、積極的なリスクマネジメントに関する研修の受講や院内での各種勉強会の実施により、事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させています。事故発生時の対応や衛生管理に関するマニュアルも整備され、チャート図で連絡体制等もわかりやすく明示されています。

火災や地震を想定した避難訓練を定期的に行い、食品や水等の非常用物品も十分に備蓄されており、毎月在庫や使用期限等の確認・記録がなされています。院長の自宅が施設建物に隣接し、副院長の自宅も至近にあることや、職員の緊急連絡体制も確立しているなど、非常時には比較的速やかかつ的確な対応ができるようになっています。

ヒヤリハット記録やインシデントレポート、事故報告書等を徴し、リスクマネジメント委員会や職員会議等で検討することでリスク軽減に組織的に努めています。業者による遊具・設備の定期点検を年1回実施しています。

6 関係機関連携・地域支援

第三者評価結果

6-1 関係機関等の連携

6-1-1

施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。

c

6-1-2

児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。

b

6-2 地域との交流

6-2-1

子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。

c

6-2-2

施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。

c

6-2-3

ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。

b

6-3 地域支援

6-3-1

地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。

c

6-3-2

地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。

c

(評価結果講評)

乳児院の役割や機能を果たすために必要な関係機関の機能の他、乳児院との関係性や連絡体制等について、処遇会議や職員会議で必要に応じて事例検討と併せて説明しています。児童相談所や市・福祉事務所とは定期的に子どもの育ちや保護者の様子等について話し合いができており、里親支援専門相談委員は里親会に積極的に参画しています。

日常的に散歩や買い物に出かけたり、地域の行事(宵宮やねぷた等)に参加するなど、子どもと地域との関わりがあります。

ボランティア受け入れマニュアルを整備し、受け入れ方法、内容、報告等の一連が記載されています。30年以上にわたる「面会ボランティア」やクリスマス会には地元の企業や自衛隊がサンタ役を引き受けてくれるほか、学生ボランティア等も時折訪れています。これらの受け入れにあたっては、写真を添付した報告者が簡潔にまとめられています。

更なる取り組みとして、施設の機能を活かした地域の子育てを支援する事業や活動への取り組みに期待します。

7 職員の資質向上

第三者評価結果

7-1

組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。

b

7-2

職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。

a

7-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。	a
7-④	スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。	a

(評価結果講評)

中・長期計画や「人事管理に関する方針」に、「専門性」「組織性」「社会性」等々の要点、「常に向上心を持ち自己研鑽に励む」等、乳児院として職員の教育・研修に関する基本姿勢や要点が明示されています。

職員一人ひとりについて個人別研修計画が作成されており、個人の中期・長期的な目標の明示の他、管理者との面談の記録、これまでの研修履歴等が、一目で把握できるようになっています。また、全国乳児院協議会が作成した「乳児院の研修体系」に基づき、3か年を1期とするポイント制の研修体制を敷いており、これらが施設内外の研修・勉強会等の実施と連動して機能しています。更に、年2回管理者との面談が行われ、個人毎の研修・教育ニーズや強み・弱みが、管理者・職員の双方向で把握できるようになっています。これら一連の取り組みは他の施設の模範的取り組みとして高く評価できます。

職員は資質の向上に向けて、院長、副院長、主任、各専門相談員等にいつでも相談可能な他、職務遂行上の問題を一人で抱え込むことがないよう組織的風土があります。

8 施設運営

第三者評価結果

8-（1） 運営理念、基本方針の確立と周知

8-（1）-①	法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。	b
8-（1）-②	法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。	b
8-（1）-③	運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
8-（1）-④	運営理念や基本方針を保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b

8-（2） 中・長期的なビジョンと計画の策定

8-（2）-①	施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。	b
8-（2）-②	各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	c
8-（2）-③	事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	c
8-（2）-④	事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
8-（2）-⑤	事業計画を保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c

8-（3） 施設長の責任とリーダーシップ

8-（3）-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。	b
8-（3）-②	施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。	b
8-（3）-③	施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	b

	8-(3)-④	施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	a
8-(4) 経営状況の把握			
	8-(4)-①	施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。	b
	8-(4)-②	運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。	a
	8-(4)-③	外部監査(外部の専門家による監査)を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。	c
8-(5) 人事管理の体制整備			
	8-(5)-①	施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。	b
	8-(5)-②	客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。	c
	8-(5)-③	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。	b
	8-(5)-④	職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。	b
8-(6) 実習生の受入れ			
	8-(6)-①	実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。	a
8-(7) 標準的な実施方法の確立			
	8-(7)-①	養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。	b
	8-(7)-②	標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。	b
8-(8) 評価と改善の取組			
	8-(8)-①	施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。	a
	8-(8)-②	評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。	a

(評価結果講評)

児童福祉法や児童憲章等の理念を踏まえた施設の理念を受け継ぐ形で、4つの基本方針が中・長期計画に記載されています。基本方針は職員の行動規範となる内容も盛り込まれており、職員や保護者に工夫を凝らした取り組みで理解を促しています。

院長は各種研修や会議にも積極的に参加・出席して、養育・支援の質の向上につなげようとする姿勢が感じられます。また、入所する子どもの数が減少傾向にある決して楽観できない現状にありながらも、これら経営や業務の効率化、余裕ある人事体制、働きやすい職場環境の整備等に向けて、職員会議等で職員の意見を最大限尊重する姿勢で臨んでいます。

食事、授乳、おやつ、排泄、睡眠、衣服の着脱、入浴についての標準的な実施方法が「保育業務マニュアル」としてまとめられており、それらに基づいて一定の水準の支援が実施されています。これらマニュアルの見直しをはじめ、自己評価・改善検討・改善実施も定期的かつ組織的に行われています。

さらなる取り組みとして、平成27年度を始期とする10か年にわたる中・長期計画については、「処遇内容の質の向上と事業内容の変更」等の4項目を掲げており、現在の単年度の事業計画に反映させる取り組みについて期待します。